

令和4年11月29日
全国私立通信制高等学校協会
会長 吾妻俊治

高等学校通信教育規程の一部改正について

1. 改正案に対する意見

(1) 規程第4条第1項 「実施校における通信制の課程に係る収容定員は、240人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」

1) 改正案：より特色ある教育の提供を可能とする観点から、240人以上との下限については撤廃する。

2) 意見：改正案に賛成する。

3) 理由：通信制高等学校は、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が在籍し、私立の各通信制高等学校においては、これらの生徒に対して多様な学習方法により教育活動を展開している。各校の在籍生徒の規模においても、大規模な在籍生徒数を有する学校がある一方、少人数の生徒に対して、きめ細かな学習等の支援を行い、質の高い教育活動を展開している学校も数多くあり、収容定員の下限設定は必要がないと認識している。

(2) 規程第5条第1項 「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。」

1) 改正案：「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとするとする。」

2) 意見：改正案に賛成する。

3) 理由：現在の通信制高等学校は、旧来の勤労青少年を前提としたものではなく、生徒の実態として、不登校経験等のある16～18歳の未就業者が多く学んでおり、全日制・定時制以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えることが必要なため、大多数の私立通信制高等学校では、既に改正案で示された以上の教員等を配置している学校が大半である。教育の質保証の観点から鑑みて、通信制の教育方法であっても、改正案に示された教員等配置は最低限必要であると認識している。

2. 付記要望事項

(1) 規程改正に則した教育環境推進のため、私学助成の充実・拡充を強く要望する。

理由：「・・・指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし・・・」という旧来規程からの変更を契機として、通信制教育の質確保の観点から、従前より各校で配置してきた、教員配置の実態に

相応する、適切な私学助成を早急に実現し、公立・私立間、全日制・定時制・通信制の課程間に格差が生じないように、助成の充実、拡充を強く要望する。

(2) 改正後の所轄庁における各通信制高等学校への指導等について、公平かつ明瞭な対応を要望する。

理由：審議まとめの表現では、「生徒数 80 人当たり教諭等が 1 名以上必要」と表現されているが、「等」がどの範囲を指すのか、規程にある教諭は非常勤講師が含まれるのかなど、通信制高等学校への指導にあたる所轄庁によって指導、対応が大きく異なることの無いように適切な対処を要望する。

以上